

広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市社会福祉審議会運営規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、規程に定めるもののほか、広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「児童福祉専門分科会」という。）並びに入所措置等専門部会、里親等専門部会、教育・保育施設提供体制等検討部会及び地域子ども・子育て支援事業提供体制等検討部会（以下「各部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 規程別表中の児童福祉法第8条第2項に基づく「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議」のうち「児童及び妊産婦の福祉の部分（心身障害児を除く。）」に係る専決事項については、次の各号により調査審議を行うものとする。

- (1) 児童の施設入所等に関する場合は、入所措置等専門部会において調査審議を行う。
- (2) 自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親及び母子・父子・寡婦福祉等に関する場合は、里親等専門部会において調査審議を行う。
- (3) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業に限る。）に関する場合は、教育・保育施設提供体制等検討部会において調査審議を行う。
- (4) 地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業を除く。）に関する場合は、地域子ども・子育て支援事業提供体制等検討部会において調査審議を行う。
- (5) 第1号から第4号までに該当しないもの及びこれによりがたい理由があるものについては、児童福祉専門分科会において、又は児童福祉専門分科会が調査審議を行う部会として適当であると決定した部会において調査審議を行う。

(資料提出等の要求)

第3条 児童福祉専門分科会及び各部会は、必要があるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

附 則

この要領は、児童福祉専門分科会で定めた日から施行する。 (R4.5.31 制定)

附 則

この要領は、令和6年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月30日から施行する。